

令和2年3月11日

国土交通省道路局企画課

課長補佐 藤浪 武志 殿

警察庁交通局交通規制課

課長補佐 松田 照功



道路管理者の設置に係る一般道路におけるI T Vの運用について

令和2年3月11日付けで貴職から文書により連絡のあった一般道路におけるI T Vの設置については、道路における危険の防止、災害時における適切な対応等を図る上で有効なものと考えており、その運用に当たっては、下記のこと

に配慮願いたい。  
なお、当該文書に掲げられた箇所以外でI T Vを設置する場合は、改めて説明願いたい。

記

- 1 令和2年3月11日付け貴職発当職あて文書記①から⑦までに掲げられた箇所を重点的に撮影することとし、各事象を確実に把握するよう努めること。
- 2 道路管理者がI T Vにより、落石、土砂崩落等による道路における危険又は交通障害の発生を認知したときは、速やかに都道府県公安委員会に対しその旨を連絡すること。